

基幹統計調査の承認の状況

(令和4年3月1日～令和4年3月31日分)

令和4年4月20日
政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
学校保健統計調査	文部科学大臣	<p>新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、以下のとおり、調査計画を変更</p> <p>① 調査票の提出期限等の変更 児童等に対する健康診断の実施時期の延長^(注)に伴い、調査対象期間(基準となる期間)を、令和4年度に限り、「4月1日～6月30日」から「令和4年4月1日～5年3月31日」に延長</p> <p>これに伴い、調査票の提出期限についても、「8月31日までのうち都道府県知事の定める日」から「令和5年5月31日までのうち都道府県知事の定める日」に変更</p> <p>(注)児童等に対する健康診断については、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第13条第1項等に基づいて、毎年度6月30日までに実施することが求められている。</p> <p>しかし、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、文部科学省が、令和4年3月に「健康診断を6月30日までに実施できない場合には、年度末日までの間に、可能な限り速やかに実施する」旨を関係各所に通知している。</p> <p>② 調査結果の公表時期の変更 調査票の提出期限の繰下げに伴い、調査結果の公表時期を、令和4年度に限り、「調査実施翌年の2月」から「令和5年11月」に変更</p>	R4.3.28

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかつたものを整理している。